

議事録

件名： 契約監視委員会（平成 24 年度第 5 回）
日時： 2013 年 2 月 22 日（金曜日） 14：00 ～ 15：40
場所： JICA 特別会議室
委員： 川上 照男 有限会社オフィス・あさひ代表取締役 UHY 税理士法人代表パートナー（公認会計士） 関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科（教授） 中久保 満昭 あさひ法律事務所（弁護士）
JICA： 小寺理事 調達部（事務局） 植嶋部長他数名 総務部、企画部、経済基盤開発部、地球環境部、産業開発・公共政策部、国内事業部、東京国際センター、九州国際センター各数名
議題： 1．一者応札・応募に係る個別点検（平成 23 年度契約） 2．その他 ・平成 25 年度の契約監視委員会の運営について ・第 3 回契約監視委員会のフォローアップ（その 2）

議事概要：

1．一者応札・応募に係る個別点検（平成 23 年度契約）

点検対象契約 10 件（別添リスト参照）の点検結果および質疑応答は以下のとおり。

(1) タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト(航空レーザ測量調査業務)(ファスト・トラック制度適用案件)

委員：本契約を 1 社ではできないが、3 社なら短期間で対応できるとした理由は如何。

機構：本来なら 2 年間程度要する測量を 7 か月で行う必要があったため、1 社では対応できず 3 社にて対応せざるを得なかったと考えている。

委員：最初からロットを分けて発注することはできなかったのか。

機構：地図の作成には連続性を確保する必要がある。このため、一つの地図を複数の業者により作成する場合には、業者間の調整等の事務コストが必要であるだけでなく、測量に必要な測量原点を決定する作業を各社で行わねばならず業務の重複も発生し、非常に非効率であるため一契約にて行った。

委員：地図作成業務では分割が難しいとすると、一者応募対策としても採用できないということか。

機構：本契約においては、規模が大きく分割が適さないと判断したが、これほど広範な測量を短期間で完了しなければならないケースは稀である。また、日本には航空測量を行う主な企業が 4 社であるため比較的一者応募となりがちであるところ、本件のような大型案件では、JV を組んで一者応募とならざるを得ないと思われる。

委員：対策としてリソースの稼働状況を見ながら分割数を決めるとあるが、どのようなことをするの

か。

機構：業務量と業務の緊急性等に基づく業務期間等を総合的に判断する必要がある。

委員：測量を行っている企業がどれだけ稼働しているかを考慮するということがか。

機構：年度末の繁忙等は考慮するが、各社の全社での受注状況は不明という前提で行っている。各社の稼働率を把握するためには、各社にヒアリング等を通して情報収集せざるを得ない。

委員：事前にヒアリングを行うのは、談合に近いやり取りとならないか。本契約における各社比較を行う際も、各社の稼働状況を把握しないとできないのではないか。

機構：本契約における稼働状況の比較は、過去の実績に基づくものである。基本的に公示に際しては、過去の実績を参考にはするものの各社の稼働状況が不明な状態で公示を行うのであり、本件に関しても海外業務である上、規模が極めて大きく、実際に応募があるかどうか不安であったが、業務量及び業務期間を考慮して一括で公示することとした。他方、今後リソースの稼働状況を見ながら分割を検討する際には、官製談合ととられないよう工夫して行うこととしたい。

(2) ベトナム国南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト（開発調査型技術協力）

委員：契約金額が大きい契約の中で、民間企業が落札した案件、であれば、当然利益があがるということで入札したのであろうから、他の営利企業で候補は無かったのかを把握したく本契約を選定した。案件情報によると、関心表明者が多いにも関わらず本契約の受注者 2 社が JV を組んだため他社が応募しなかったという理由であるが、その背景と社団法人海外鉄道技術協力協会の概要を説明願いたい。

機構：社団法人海外鉄道技術協力協会（現日本コンサルタンツ株式会社）は、日本の鉄道技術の海外展開（国際協力）を目的に運輸省（現国土交通省）により 1965 年に設立された。以後、同社は海外において様々な鉄道案件を実施している。特に日本の技術の粋を集めた高速鉄道（新幹線）に関しては、事実上、同社にノウハウを凝縮させて海外に展開するような体制となっている。

委員：関心を表明した企業が複数あるが、それらの企業がもし受注する場合には、日本コンサルタンツ株式会社と組んで行うことが前提となるのか。

機構：応募に至らなかった会社にヒアリングしたところ、やはり同社と JV を組めるか否かにより判断したとのことである。一方、日本コンサルタンツ株式会社には JR 東日本等多くの鉄道会社が出資しているが、JR 東海は出資していない。JR 東海は自社でコンサルタント会社を設立し、米国における高速鉄道のコンサルティング業務を受注する等、独自に海外展開を行っている。このため、対策に記載したように、今後途上国にも目を向けてもらうことで、日本コンサルタンツ株式会社に対抗する会社として、競争が働くようになればと考えている。

委員：対策としては限定され、日本コンサルタンツ株式会社に対抗するようなもう一社をいかにつくるかということか。

機構：然り。他方、本分野においてはフランスやドイツ等高速鉄道の技術を有する国と競争することが必要となるため、強力なコンサルティング会社を作り海外の企業に対抗することが政府の方針となっている。

委員：対策におけるマッチングの機会を設けるような研修とはどのようなものか。

機構：鉄道関連プロジェクトの本邦研修における施設見学等の機会を通し、日本国内の関係者が面会する機会を提供している。また、そのような場において、多くのコンサルタントに向けて新聞等で得られないような付加価値のある情報を JICA が早い段階で提供することで、会社間の連携を促進するような場となるようにしている。

委員：情報提供が主たる目的だとすると、官製談合とならないよう配慮が必要であろう。

機構：承知した。

(3) ベトナム国路面性状基礎情報収集・確認調査

委員：日本でもよく行われている調査であれば受注可能な企業は多いと思われるが、海外展開できる企業が少ないということは、中小の企業が多いということか。

機構：日本でも 10 社程度存在し必ずしも中小企業のみではない。日本国内でも十分な業務があり利益が得られるため、海外に進出するインセンティブが働いていないことが理由。本契約では、調査車両をベトナムに持ち込むことを前提としているため、その期間は日本の業務を受注できなくなるというリスクを負ってまで応募する企業は少なかったと推測される。

委員：他案件との重複等、機会損失により応募できなかったというケースをよく耳にする。そのような状態が改善されるよう、JICA が何をできるかを考え、コンサルタントが時間にゆとりをもって多くの案件に応募できるような配慮をしていただきたい。

機構：本件は大型の調査車両を途上国に持ち込む必要があるため、技術的に難しかった。他方、近年の計測技術の進歩による調査車両小型化が進み、海外への持ち込みが容易となり、かつ競争が成り立つ状況となってきたことから、今回、初めて案件を実施することとなったもの。

委員：JICA が取れる対策はどのようなものがあるのか。

機構：利益が生じるように、規模を大きくする等の工夫が必要。本件の公示に際しても、国内の受注機会を逃す可能性があっても応募するよう、規模を大きくし業務期間も長めに設定したものの、結果として一者応募となってしまった。

委員：他の契約と同様に新規参加者が興味を持つような対策は考えているか。

機構：本契約を材料に広報を行い、海外コンサルタントのみならず国内の潜在的な受注者も興味を持つよう工夫したい。

(4) バングラデシュ国ダッカ・チッタゴン間国道 1 号線橋梁改修・建設事業準備調査

委員：要員確保に関連し、応募要件はどのように設定されるのか。

機構：会社の場合には、同社の有する橋梁関連の受注経験の有無を見ている（件数ではない）。

委員：契約する際は、要員一人ずつの経歴等を確認しているのか。その際の要件は如何。

機構：全員では無く、主要な要員のみを評価の対象としている。業務従事者が有する橋梁計画に係る調査経験が本件とどれだけ類似しているかで審査している。会社の場合と同様に、ある一定の件数・レベルを満たしていないと競争参加資格が無いという条件は設けていない。

委員：環境社会配慮を切り出すことはできないか。

機構：他業務の進捗状況及び計画全体との整合性を考慮しつつ業務を遂行することが必要であるため、切り出すことは難しい。

(5) タンザニア国税務研修能力強化プロジェクト

委員：業務量が 97 人月と大規模であるが、実際の業務従事者はどのような出身か。

機構：業務主任及び人材育成計画 / プロジェクト管理補助は、一般財団法人金融財政事情研究会の人材であるが、その他は JV の構成員である株式会社パクサの人材である。

委員：株式会社パクサとはどのような会社か。

機構：国税庁の OB の方が立ち上げた会社。ODA 等海外に関わる業務を行っている。

委員：将来的な一者応募対策如何。

機構：リソースが育たないという現状を改善するためにも、公共財政管理分野の案件を増やしていきたい。また、受注可能性を有している会社に対してはコンサルタント向けの説明会を通じ JICA の方針や援助潮流等を紹介し、情報提供を行っている。また、コンサルタント向けに将来の国際協力人材育成を目的とした能力強化研修の実施や、個別案件の公示に関しても応募を促すために、業務指示書を受領した方向けに、内容に関する説明会を実施している。さらに、本分野に興味を有する企業をメーリングリストに登録し情報提供を行っている。

委員：本件のような業務内容であれば、海外にネットワークを有する企業の外国人を活用することも考えられるが、日本人のみが参加できるのか。

機構：日本人の参加を希望するが、その他の国のメンバーファームからも参加することは可能。

委員：タンザニアの税制は日本がモデルとなっているのか。

機構：日本がモデルとはなっていない。本件は、税制よりは税金をいかに集めるかの税務行政を対象としている。日本では、国税庁が担当している。

委員：モデルとしている国ではない日本からその技術を輸出してもあまり効果は期待できないように思われる。また、国税庁との関係が強い本分野において、国税庁に直接協力依頼を行うことはできないのか。

機構：依頼可能である。本来は、国家公務員派遣法に基づき国家公務員に人事措置をして現地に派遣することが可能であるため、本分野においては第一の選択肢は国税庁となる。他方、国税庁において現地派遣できる人材が確保できない場合には、民間を含めた協力を行っている。

委員：国税庁との関係の強弱だけで受注者が決まるような契約はできるだけ回避するような工夫を検討して頂きたい。

機構：承知した。

(6)平成23年度 地域別研修「産業環境対策」に係る委託契約、(7)平成23年度 地域別研修「省エネルギー技術と設備診断-生産性向上とクリーンプロダクションのために-」に係る研修委託契約、(8)平成23年度集団研修「太陽光発電エネルギー技術(B)」に係る委託契約

委員：NO.8の太陽光の案件に関し、同じ名称の研修コースが関西地区で実施されているが、受注者である大阪市立大学は公益財団法人北九州技術協力協会(以下、KITA)と同等な能力を有するということが。

機構：コース名は同じであるが、研修内容は全く異なる。関西で実施しているコースは、地方電化を目的とした太陽光発電システムの導入が研修の中心であり、家屋単位のソーラーキットの取り付け等に係る技術に関するもの。他方、北九州の研修は、地域が主体となって検討すべき再生エネルギーの一つとして太陽光発電を導入するというもの。したがって、関西の研修は、大学や企業等により実施可能と思われるが、北九州での研修は自治体単位で取り組んでいなければ受注が難しい。このため、自治体として先進的な取組を行ってきた北九州市が現時点では圧倒的な優位性を有しているため、特命随意契約も検討している。

委員：本契約は、北九州でなければ実施できないということか。

機構：他でもできないとは言い切れないが、再生可能エネルギーに加えスマートグリッド等を用い効率的なエネルギー利用を取り入れているケースは少ない。本件は、全国に公募を行っても一者応募となってしまったことから、北九州でしかできない研修であると考え、特命随意契約も検討したいとの対策となっている。

委員：特命随意契約と参加意思確認公募では事務作業量はどのくらい異なるのか。

機構：参加意思確認公募は、HPに公示した後、選定を行い、契約を締結するというプロセスの中で必要な書類作成等を行っている。

委員：ルーティン作業も多いと推測されるので、参加意思確認公募でいいのではないか。

機構：大幅に特命随意契約を減少させ、競争性のある契約を増やした結果、一者応札・応募が増えている状況がある。事務コストが逆にかかる一方で、一者応募は競争の名をかりた特命随意契約ではないかとの指摘もある。

委員：基本的には入口を広げることを優先させるべきであろう。その結果として、一者応札・応募となったのは仕方ないものであり、別途説明すればいいのではないか。

機構：これまでも、公示情報をJICA本部のHPで閲覧できるようにし、公示期間も長く設定したものの一者応募となった経緯から、国内だけではなく、OECDからも世界の環境モデル都市として

評価された北九州市の圧倒的な優勢を鑑みて特命随意契約を検討するに至った。

委員：本件については総合的な観点から幅広く研修を実施してはいるものの、太陽光の部分を取り出すことはできないのか。KITA 自らが研修を実施している部分は多くなく、逆に他の機関・団体が受注して KITA に業務を委託することも可能ではないか。

機構：研修自体のプログラム作成が非常に重要であり、実際の研修は地元の複数の企業に依頼しており、既に最適化された状態であるといえる。それをあえて取り出すことで競争性は高まる反面、効率性が低下することが懸念される。また、研修全体を通じて一貫性のあるメッセージを提示しつつ、教訓を与える構成としているため切り分けることは難しい。

委員：これだけのノウハウ、経験を有する団体であれば研修のみならず、技術協力プロジェクト等を含めてもっと幅広く委託することも検討してみてもどうか。

機構：KITA は、北九州市および日本の環境技術を集約し環境ビジネスの手法でアジア地域の低炭素化を推進することを目的に設立したアジア低炭素化センターの一員でもあり、同団体を通じた海外展開の可能性は考えられる。

(9)平成 23 年度集団研修「スタジオ放送機器の長期に渡る安定運用のための品質及び保守管理技術」 コースに係る研修委託契約

委員：今後購入するのではなく、既にソニー製の機器を使用している途上国からのニーズを受けて実施されているメンテナンス技術の習得等を目的とした研修のプログラムという理解でよろしいか。

機構：然り。

委員：放送機器においては、メーカー以外が本研修を受託することは可能か。研修内容としてはどのようなものか。

機構：本研修の対象は、放送に関わる省庁や国営放送の技術者及び行政職であるため、日々の機器の修理・メンテナンスよりは、番組放送を長期的に継続するための機材の在庫管理、予算管理等の政策から現場レベルの作業までをカバーするもの。その一連の研修の中で、技術的な側面としての機器の保守管理等においてソニー株式会社が知見を有している。

委員：ニーズがソニー株式会社の機器にあって、ソニー株式会社の機器を用いて研修を行うとなると、受注可能性があるのはメーカー以外にはないということか。

機構：ソニー株式会社の子会社が受注する可能性はあろう。ソニーグループであることに変わりはないが。

委員：なかなか対策が見つからないのではないか。

機構：契約金額を見ると、ほぼ原価に近いものと推察される。ソニー株式会社としても、同社の機器が世界中で使用されていることから、その責任を感じ受注しているものと思われる。

委員：今後の対策として公募期間を長くしてもあまり効果はないのか。

機構：シェアは少ないまでもソニー株式会社以外にも放送機器を製造しているメーカーはあり、ソニー株式会社以外でも受注できる汎用的な研修内容であることから、もう一度公示期間を十分に与えた上で競争に付したい。

委員：公示において研修する機器のメーカー名等は指定するのか。

機構：メンテナンスマネジメントを教えることをメインとしているため、公募の際には使用する機器は指定しない。

委員：本研修は長く続いているのか。

機構：本契約は平成 23 年度から開始したが、それまでは放送技術をソニー株式会社、番組制作を放送局に委託し、それをあわせて一つの研修として実施していた経緯があり、ソニー株式会社が優位性を有しているといえる。

(10) 平成 23 年度青年研修「スリランカ/地方行政」コースに係る委託契約

委員：今後の対策として地域制限を設けないこととするとあるが、東北で行う必要はあるのか。

機構：必ずしも東北である必要はなく、国内機関のキャパシティ等を考慮しながら、地方行政に係る研修を実施できるセンターを選定している。

委員：宿泊施設の効率的な利用という点からも、他の国内機関の活用も含めた研修の実施を検討して頂きたい。

機構：承知した。

2. その他

(1) 平成 25 年度の契約監視委員会の運営について(案)

事務局より平成 25 年度契約監視委員会の運営方針(案)を提案し、平成 25 年度第 1 回契約監視委員会にて審議・承認頂きたい旨説明した。

(2) 第 3 回契約監視委員会のフォローアップ(その 2)

委員：今回提示されたような事業の途中で受注者が撤退したようなケースの事後的対応として、JICA の契約のあり方等に関し改善をおこなったか。

機構：行っていない。

委員：今回に限らず受注者が交替する場合には二重の調整コストが発生するとのことであるが、これは JICA が途中で受注者が撤退した場合に備えて、契約書等に記載する等の対応を行っていなかったために発生したコストではないのか。また、第一次、第二次に分けて計画された業務において、当初から第二次の業務を公募にて選定することを想定して行った場合に要したコストを確認できるケースはあるのか。

機構：再調査等については当初予期していないケースであるため、該当するケースは存在しない。

委員：該当するケースが無くコスト増となることが立証されていないようであれば、行ってみる価値はあるのではないかと。また、受注者が変更した際、新規受注者が担保責任を負えないために再調査が必要とのことであるが、例えばこれまで JICA との取引実績がない会社の中にそれらの責任を負っても参入する会社があるのではないかと。この点も含め、JICA が担保責任や設計方針の相違等の理由によって契約の幅を狭めることは不自然に感じる。

機構：詳細設計と施工監理を分けて公示を行うようなケースが考えられるが、国土交通省が行うような国内事業とは状況が異なるため、試行は容易ではない。

委員：グループ業務管理制度は、間接的には将来的な人材育成につながるかもしれないが、直接的には規制緩和という印象である。最終的に競争性の向上にどのようにつながるかは、不明と言わざるを得ない。

機構：競争性を確保するには、コンサルタント業界の若手も含めた受け手を増やす必要がある。このため、若手の参加を容易にする等のもう一步踏み込んだ対策を検討している。

委員：グループ業務管理制度は、経験豊富な人材にどれだけアドバンテージを与えるかという評価の話ではないか。

機構：然り。評価制度を通じて担い手を増やす試み。若手の業務従事者が含まれた際に加点する、海外での類似業務に加えて国内の業務経験も同じように評価する、信賞必罰で過去の実績を的確に蓄積し今後の評価に反映させる仕組みを作る等により、先行者が極端に有利にならないように配慮しつつ、新しい従事者が参加しやすい環境を作ることを企図しており、現在モニタリング委員会にて検討している。

委員：能力強化研修等も含め研修に関しては、競争性の確保にはつながらないのではないかと。以前、独占状態にあった企業が研修により他の会社に契約の機会を譲り渡すような、働き掛けではない。

機構：需要超過の状況で、価格を低く抑えたまま供給者の数量を増やすことは容易ではない。潜在的な競争参加者層を増やすための方法の一つとして研修を行っている。

以 上

別添： 資料 1：一者応札・応募に係る個別点検（平成 23 年度契約）
資料 2：平成 25 年度の契約監視委員会の運営について
資料 3：第 3 回契約監視委員会ご質問事項への回答（その 2）

平成24年度第5回契約監視委員会における一者応札・応募の個別点検対象契約リスト

資料1

1. コンサルタント契約

(敬称略)

契約区分	契約件名	契約金額 (円)	人月	契約相手方名称	JV	地域	分野	理由	委員	
1	業務実施	タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト (航空レーザ測量調査業務)(ファスト・トラック制度適用案件)	1,174,643,400	36	株式会社パスコ	3	東南アジア	社会基盤	合計人月の割に契約金額が大きい。他企業の参加を抑制する理由が明確でない。(川上)リスト中、契約金額が最大の案件(伊藤)	川上、伊藤
2	業務実施	ベトナム国南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト(開発調査型技術協力)	628,585,650	145	株式会社アルメック	5	東南アジア	運輸・交通	金額が大きく、民間企業が落札したもの。	中久保
3	業務実施	ベトナム国路面性状基礎情報収集・確認調査	172,473,000	25	株式会社パスコ	-	東南アジア	運輸・交通	基礎情報収集・確認調査、調査・研究のカテゴリのなかで最も金額が大きい。	関口
4	業務実施	バングラデシュ国ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業準備調査	138,393,150	42.5	株式会社オリエンタルコンサルタンツ	2	南アジア	運輸・交通	前回委員会での審議との関連で、同じく運輸・交通のうち別の側面の審議を行いたい。	木村
5	業務実施	タンザニア国税務研修能力強化プロジェクト	337,928,850	97.4	一般社団法人金融財政事情研究会	2	アフリカ	行政	案件名から推定される業務は実施能力をもつ企業・組織がかなりあると思われる。	川上(2)

2. 研修委託契約

(敬称略)

研修形態	調達方法	案件名	契約金額 (円)	契約相手方名称	受入人数	受入期間 (日数)	分野	参加国	理由	委員	
6	課題別	参加意思	平成23年度 地域別研修「産業環境対策」に係る委託契約	8,455,510	財団法人北九州国際技術協力協会	9	103	環境管理	ブラジル、エジプト、インドネシア、スリランカ、ベネズエラ	受入れ期間が長く、人数も多いにも関わらず、契約金額が低い。	伊藤
7	課題別	参加意思	平成23年度 地域別研修「省エネルギー技術と設備診断-生産性向上とクリーンプロダクションのために-」に係る研修委託契約	15,128,203	財団法人北九州国際技術協力協会	11	95	資源・エネルギー	アルジェリア、中華人民共和国、コンゴ、メキシコ、セルビア、タイ、トルコ	九州国際センターの契約相手方の半数を占めていることから、金額の一番大きいものを選定。(関口)相手方団体の特殊性(契約実績が多いことなど)(木村)	関口、木村(2)
8	課題別	参加意思	平成23年度集団研修「太陽光発電エネルギー技術(B)」に係る委託契約	13,496,627	財団法人北九州国際技術協力協会	14	62	資源・エネルギー	アルジェリア、ブータン、キューバ、エクアドル、イラク、ナイジェリア、パキスタン、パレスチナ、ルワンダ、スーダン、トリニダード・トバコ	契約番号13の案件(以下参考参照)も同様の業務であり、同種の業務を各地域に割り振る理由が明確でない。	川上
9	課題別	参加意思	平成23年度集団研修「スタジオ放送機器の長期に渡る安定運用のための品質及び保守管理技術」コースに係る研修委託契約	8,319,675	ソニー株式会社	13	34	情報通信技術	アフガニスタン、インド、モーリタニア、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、セネガル、トンガ	金額が大きく、民間企業が落札したもの。	中久保
10	青年	企画競争	平成23年度青年研修「スリランカ/地方行政」コースに係る委託契約	2,072,582	特定非営利活動法人山形県青年海外協力協会	19	18	ガバナンス	スリランカ	相手方団体の特殊性(契約実績が多いことなど)	木村

研修形態	調達方法	案件名	契約金額 (円)	契約相手方名称	受入人数	受入期間 (日数)	分野	参加国	
参考	課題別	参加意思	平成23年度集団研修「太陽光発電エネルギー技術」コースに係る委託契約	10,007,940	公立大学法人大阪市立大学	9	72	資源・エネルギー	モルディブ、スリランカ、フィジー、トンガ、ポリビア、イエメン、マラウイ、ブルンジ、タジキスタン

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	地球環境部 防災第一課
(2) 案件名	チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト(航空レーザー測量調査業務)
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	タイ国
(5) 契約金額	1,174,643,400 円（直接人件費：33 百万円、直接経費：1,074 百万円、間接費 67 百万円）
(6) 総人月（公示時）	36MM
(7) 目的	2011 年の洪水で被害を受けたチャオプラヤ川流域において、洪水対策マスタープランを検討（別業務）するにあたって必要な詳細な地理空間情報を取得する（地形図を作成すること）。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	(1) 総括/撮影計画、(2) 航空レーザー計測、(3) データ検証、(4) GPS 基準局設置
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社パスコ 構成員：国際航業株式会社、アジア航測株式会社
(10) 公示日	2011 年 12 月 26 日
(11) 業務指示書配布日	2011 年 12 月 28 日
(12) プロポーザル作成期間	16 日間
(13) 関心表明者数	6 社 1) 株式会社パスコ 2) 株式会社建設技研インターナショナル 3) アジア航測株式会社 4) 株式会社 DMS 5) 国際航業株式会社 6) 朝日航洋株式会社

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- 案件の規模が大きく、かつ短期間での完了を求めた結果、航測大手 3 社の JV による受注とならざるをえなかった。

- ・ 本契約は、2011 年のタイの洪水後、日タイ首脳会談でも支援を表明したマスタープラン策定（2013 年 6 月完了）のために必要な業務であるため、短期間での業務遂行が必須であった。

1. タイ国「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（航空レーザ測量調査業務）」

- ・ 今回は案件の規模が大きいことから、業務指示書を受領した6社のうち3社（航測会社の大手4社の中の3社）でのJVとなった。
- ・ 同JVへの聞き取りを行ったところ、もし、1社で対応することを考えた場合、航空撮影後、データ処理のために1年間ぐらいの期間は必要であったとのことである（本件は、そのデータ処理を5か月で実施）。
- ・ 業務指示書を受領した残る大手の1社朝日航洋にヒアリングしたところ、同時期に別の業務ブルキナファソ国「デジタル地形図作成プロジェクト（開発計画調査型技術協力）」を共同企業体代表者として受注しており、本件への要員配置が困難であったとのことである。
- ・ 業務指示書を受領した他の2社にヒアリングしたところ、株式会社建設技研インターナショナルは、本業務の結果を利用するタイ国「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を受注しており、参考情報として業務指示書を受領したとのことであり、もう一社の株式会社DMSは参考情報として受領し、本契約に補強として参加している。

(2) 今後講ずる対策

- データの整理に必要な期間を十分に確保できる業務期間とする。
- 対象エリア間の連続性を重視しないケースにおいては、業務を分割する。但し、関連業務を実施可能な社は4社のみであることから、リソースの稼働状況を見ながら分割数を決めるような工夫が必要。
- 他の案件の実施状況を見ながら公示するタイミングを見極める。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	対象国：タイ国及び全途上国 言語：英語 参加要件：海外における航空測量に係る調査業務経験を有し、航空レーザ測量の専任技術者を配置できること。 類似業務：航空レーザ測量に関する各種調査
(2) 契約の経緯	(1)タイ国「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト*1」(2011年、(共同企業体代表者)株式会社建設技研インターナショナル、(構成員)株式会社オリエンタルコンサルタンツ、日本工営株式会社、株式会社建設技術研究所、関心表明者数：14社、応募者数：1社)
(3) 要員確保 (コンサルタントのAvailability)	航空測量会社の大手は株式会社パスコ、アジア航測株式会社、国際航業株式会社、朝日航洋株式会社があるが、JICAの事業において本邦コンサルタントを動員して航空レーザ測量業務を行うのは、今回が初めての試みである。

1. タイ国「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト（航空レーザ測量調査業務）」

	<p>日本において航空レーザ測量は 2000 年頃から始まり、2010 年 5 月までに 165,000km² を対象に実施され、その過半数が今回の業務に従事している 3 社で計測されている。なお、今回の業務の公示時点での対象範囲は 20,000km² と広大であるとともに、業務開始（2 月）から終了（8 月）まで 7 ヶ月であり、コンサルタントだけでなく、航空機、作業員、コンピュータ、スペースなど数々のリソースを集中投下し、またこれだけの業務量及びリソースのマネージメントが求められる業務であることから、大手であっても 1 社単独での受注は困難な業務であった。</p>
（４）継続性 （後続事業あり）	<p>(1)洪水管理システム構築支援業務（2012 年、財団法人河川情報センター、特命随意契約）</p>
（５）その他	<p>公示する際に、分割することも検討したが、分割した全契約に必ず応募があるとの確約がなく、応募者がいないことによる契約時期の遅延、完了時期の遅れ等のリスクを負えなかったため、分割しないこととした。</p>

*1) タイの洪水災害後の復旧・復興支援を行う事業として洪水対策のためのマスタープラン策定を目的に、「タイ国チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を実施している。本契約は、同マスタープランを策定するにあたり、詳細な地形図の作成の必要があったものの、業務内容が異なるうえ、規模が大きいことから別契約としたもの。

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第一課
(2) 案件名	南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト（開発調査型技術協力）
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	ベトナム国
(5) 契約金額	628,585,650 円
(6) 総人月（公示時）	145MM
(7) 目的	ベトナム国のハノイ - ビン区間とホーチミン - ニャチャン区間における高速鉄道代替案の検討と最適案に基づく事業計画を策定する。
(8) 業務従事者分野 （公示時）	(1)総括 / 交通計画、(2)高速鉄道建設、(3)高速鉄道システム、(4)都市・地域開発、(5)交通需要予測、(6)地質、(7)地形情報、(8)土木建設、(9)軌道、(10)駅施設・駅周辺整備、(11)電力計画、(12)信号・通信、(13)運行管理、(14)車両、(15)運転計画、(16)施設保守・車両基地(17)社会配慮、(18)自然環境配慮、(19)環境対策（高速鉄道関連）(20)運営組織設立・人材育成計画、(21)制度・技術基準、(22)経済・財務分析、(23)施工計画・積算、(24)資金調達計画、(25)業務調整 / 高速鉄道計画補助
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社アルメック 構成員：社団法人海外鉄道技術協力協会（JARTS）、日本交通技術株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、日本工営株式会社
(10) 公示日	2011年2月16日
(11) 業務指示書配布日	2011年3月2日
(12) プロポーザル作成期間	15日間
(13) 関心表明者数	12社 1) 株式会社アルメック 2) 社団法人海外鉄道技術協力協会、 3) 日本交通技術株式会社 4) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 5) 日本工営株式会社 6) 株式会社三菱総合研究所 7) 八千代エンジニアリング株式会社 8) 株式会社日本設計

	9) 株式会社トーニチコンサルタント 10) ジェイアール東日本コンサルタンツ株式会社 11) 株式会社建設技術研究所 12) 株式会社パデコ
--	--

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

事前情報等により本件に関心を有していたものの提案に至らなかった2社にヒアリングしたところ、応募しなかった主たる理由は、人繰りがつかなかったためとのことであった。この結果を踏まえ、推測される一者応募となった要因は以下の通り。

- 高速鉄道分野に圧倒的な実績を有する社団法人海外鉄道技術協力協会（現日本コンサルタンツ株式会社）と、ベトナム国運輸交通分野の実績を多数有するアルメックがJVを組むこととなったため、競合他社が単独ないしJVを組んでの参画にはいたらなかった。

(2) 今後講ずる対策

- 中長期的には、日本コンサルタンツ株式会社に依存しない共同企業体の結成を促すため、JR東海等、既に高速鉄道を有している鉄道事業者と運輸交通分野の実績を有するコンサルティング会社とのマッチング機会を本邦研修等を通じて提供することが考えられる。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	対象国：ベトナム国及び全世界 言語：英語 参加要件：海外における高速鉄道に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。 類似業務：鉄道（特に高速鉄道）に係る各種業務
(2) 契約の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「南北高速鉄道 Pre F/S」(2008年ベトナム国鉄発注、(共同企業体代表者)ベトナム交通運輸投資建設コンサルティング会社(TRICC)、(構成員)社団法人海外鉄道技術協力協会、日本交通技術株式会社、日本工営株式会社、株式会社アルメック) ・ 詳細計画策定調査(2010年11月)(役務コンサルタントなし)
(3) 要員確保 (コンサルタントのAvailability)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本調査は、日越首脳会談の結果を受け、ズン首相三案件の1つとして高速鉄道(新幹線)のフィージビリティ調査(F/S)を実施するものであり迅速な対応が求められた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで、海外における高速鉄道分野への協力実績は ODA 以外を含めても、台湾、中国、アメリカ、ブラジル、インド等に限られており、いずれの協力においても、社団法人海外鉄道技術協力協会が旧国鉄や JR 等の人材を活用して実施してきたものである。 ・ 本業務実施契約に際しては、高速鉄道分野に圧倒的な実績を有する社団法人海外鉄道技術協力協会と、ベトナム国運輸交通分野の実績を多数有する株式会社アルメックが JV を組むこととなったため、競合他社が単独ないし JV を組んでの参画にはいたらなかったものと考えられる。 ・ なお、公示時期には国土交通省により「南アフリカにおける高速鉄道計画の案件形成に関する調査」、「インドにおける高速鉄道構想の案件形成に関する調査」が発注されているが、いずれも社団法人海外鉄道技術協力協会が元請として受注している。
<p>(4) 継続性 (後続事業あり)</p>	<p>特になし</p>
<p>(5) その他</p>	<p>株式会社アルメックのベトナム国における主な実績は次の通り。</p> <p>(1)「持続可能な総合運輸交通開発戦略策定調査(VITRANSS2)」(2007年～2008年) (関心表明者数:7社、応募者数:1社(株式会社アルメック、株式会社オリエンタルコンサルタンツ、日本工営株式会社))</p> <p>(2)「南北高速鉄道 Pre F/S」(2008年) ベトナム国鉄発注</p> <p>(3)「運輸交通・都市交通セクター調査」(2010年～2011年) (関心表明者数:7社、応募者数:1社(株式会社アルメック))</p> <p>共同企業体を結成している日本コンサルタンツ株式会社(旧社団法人海外鉄道技術協力協会)の高速鉄道関連案件の主な実績は次の通り。</p> <p>(1)台湾「高速鉄道建設事業への技術支援」(2000年～2006年)</p> <p>(2)アメリカ国「カリフォルニア高速鉄道計画調査」(2007年)</p> <p>(3)インド国「インド国高速鉄道導入可能性検討に係る F/S 調査」(2004年)</p> <p>(4)南アフリカ国「ヨハネスブルグ～ダーバン間高速鉄道調査」(2012年)</p> <p>(5)ベトナム国「ハノイ - ホーチミン間高速鉄道 Pre - Feasibility 調査」(2008年)</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課
(2) 案件名	路面性状基礎情報収集・確認調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	ベトナム国
(5) 契約金額	172,473,000 円
(6) 総人月(公示時)	25MM
(7) 目的	ベトナム国北部(第2地区道路管理事務所管轄区域)における道路分野の協力の方向性を検討するために必要な基礎的な情報収集(路面性状調査)を行うとともに、併せて、これらの情報が当該分野他案件で活用されることを目的として実施する。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1)総括/調査計画、(2)調査・計測1、(3)調査・計測2、 (4)解析・データ作成1、(5)解析・データ作成2
(9) 契約相手名称	株式会社パスコ
(10) 公示日	2011年11月24日
(11) 業務指示書配布日	2011年12月7日
(12) プロポーザル作成期間	20日間
(13) 関心表明者数	4社 1) 株式会社パスコ 2) 日本工営株式会社 3) 国際航業株式会社 4) 大日コンサルタント株式会社

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

路面性状調査車を用いた路面性状調査は国内においては多数実施されており、実績を有する会社は10社を超える。他方、路面性状調査車はまだ途上国で普及しないため実施例は少なく、JICAでも今回初めて発注した調査であった。

応募を辞退した全社にヒアリングを行ったところ、辞退の理由は以下のとおり。

- 海外経験を有する適切な技術者が少なく、配置見通しが立てられなかった。
- 本業務を受注することで日本国内での同種業務を受注できなくなるリスクがある。
(具体的に、毎年7月に(一財)土木研究センターが路面性状調査車の検定を行っており、本業務を受注することで同検定の機会を逸し、日本国内での同種業務を受注できなくなるリスクが存在する旨、1社からコメントあり)。

(2) 今後講ずる対策

競争参加社が国内での同種業務受注機会を減じることのないよう、調査完了日に制約がない場合においては、さらに余裕をもった調査期間・工程となるよう配慮する。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	対象国：ベトナム国及びその他途上国 言語：英語 参加要件：特段の制約なし 類似業務：道路分野における測量業務経験
(2) 契約の経緯	先行業務：特になし
(3) 要員確保 (コンサルタントの Availability)	・ 路面性状調査車を有し、日本国内で同業務を行っているコンサルタントとしては、空間情報収集・分析業務を得意とするパスコ、国際航業の他、道路分野調査を得意とする大日コンサルタント、アールテックコンサルタント、レインボー・コンサルタント等、多数の社が存在。(下線のある3社は今回業務指示書を受領した社)
(4) 継続性 (後続事業あり)	特になし
(5) その他	特になし

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第三課
(2) 案件名	ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業準備調査
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	バングラデシュ国
(5) 契約金額	138,393,150 円
(6) 総人月(公示時)	42.50MM
(7) 目的	ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会への配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1)総括/交通計画、(2)橋梁設計1(新設橋)/気候変動対策、(3)橋梁設計2(既設橋)、(4)道路設計、(5)施工計画、(6)自然環境調査1(地形・地質)、(7)自然環境調査2(水文・気象)、(8)調達事情/積算、(9)経済・財務分析、(10)環境社会配慮、(11)経営管理/組織管理、(12)業務調整/橋梁設計補助
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 構成員：株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル
(10) 公示日	2011年9月28日
(11) 業務指示書配布日	2011年10月12日
(12) プロポーザル作成期間	17日間
(13) 関心表明者数	2社 1) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 2) 株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

本調査は、2012年の円借款案件としての迅速な実施と共に高度な橋梁設計や水理解析が求められたため、受注可能な企業は限られていたと推測される。一方、上記2社

4. バングラデシュ国「ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業準備調査」

に加えてバングラデシュ国内で同種事業の実績を有し受注可能と思われる日本工営株式会社に対し、関心表明しなかった理由についてヒアリングを行ったところ、本調査を実施可能な技術者が他案件に配置済であったため、調査時期に適切な要員を確保できなかったとの回答があった。

(2) 今後講ずる対策

各コンサルタント会社における技術者の制約によって受注機会を減じることのないよう、さらに余裕をもった調査期間・工程となるよう配慮する。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	対象国：バングラデシュ国およびその他全途上国地域 言語：英語 類似業務：橋梁計画に係る各種調査
(2) 契約の経緯	特になし。
(3) 要員確保 (コンサルタントの Availability)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁計画に係る各種調査を単独受注が可能な規模のコンサルタントは受注した2社の他に5社程度存在。 ・ 本事業はダッカからチッタゴン間国道1号線上に位置するカチプール橋、メグナ橋及びグムティ橋の区間に第二橋として3橋の新設及び3既設橋の改修及び耐震補強を行う大規模かつ複雑な事業でありながら、住民移転等の必要な環境社会配慮を行いつつ、2012年度円借款案件として迅速に案件形成することが求められていた。そのため、バングラデシュ国内において高度な橋梁設計や水理解析に係る豊富な経験を有する要員を一定量確保する必要があった。 ・ 一方、同時期にモンゴル国ウランバートル市アジルチン跨線橋建設事業準備調査(受注者：建設技研インターナショナル他3社のJV、関心表明者数：1社、応募者数：1社)やキルギス国ビシュケク-オシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画準備調査(受注者：セントラルコンサルタント株式会社、関心表明者数：2社、応募者数：2社)等の橋梁関連案件が複数実施されていたことから、上記要員を一定量確保することは容易ではなかったものと考えられる。 ・ バングラデシュ国をはじめとする南アジア地域においては、日本の橋梁技術が高く評価されている上、パッケージインフラ輸出を推進する日本政府の方針を

4. バングラデシュ国「ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業準備調査」

	受けて、近年、橋梁分野に対する JICA の支援（円借款、無償資金協力、技術協力）は増加傾向にある。
(4) 継続性 (後続事業あり)	・ 今後円借款契約が締結された後、本事業に係る詳細設計及び施工監理に係るコンサルタントがバングラデシュ国側実施機関によって雇用される見込み。
(5) その他	特になし。

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当部署	産業開発・公共政策部 行財政・金融課
(2) 案件名	税務研修能力強化プロジェクト
(3) 業務区分	業務実施契約
(4) 対象国	タンザニア国
(5) 契約金額	337,928,850 円
(6) 総人月(公示時)	97.4MM
(7) 目的	タンザニア歳入庁(TRA)の継続的な能力・知識向上のため、TRA 職員研修を実施する税務研修センター(ITA)によって提供される研修事業に関して、計画・準備プロセスの体系化、研修実施にかかる ITA 講師の能力強化、評価手順の強化という 3 つの側面から技術支援を進めることにより、研修事業の改善を図り、もって税務行政にかかる TRA 職員の能力強化を目的とする。
(8) 業務従事者分野 (公示時)	(1)業務主任/税務行政、(2)納税者サービス、(3)税務調査(税務調査手法)、(4)税務調査(国際課税)、(5)税務調査(電子会計システム)、(6)人材育成計画/プロジェクト管理補助
(9) 契約相手名称	共同企業体代表者：一般社団法人金融財政事情研究会 構成員：株式会社パクサ
(10) 公示日	2011 年 12 月 14 日
(11) 業務指示書配布日	2012 年 1 月 4 日
(12) プロポーザル作成期間	17 日間
(13) 関心表明者数	3 社 1) 一般社団法人金融財政事情研究会 2) アーンスト・アンド・ヤング・アドバイザー株式会社 3) 株式会社パクサ

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

- 途上国における税務分野の業務を実施可能なリソースが限られた状況において、JV、補強を含め人材の確保が困難であった。
- ・ 日本では、国税庁が税務行政に関する企画・立案から税務署の徴税事務に至るまで一連のノウハウを有するため、民間企業等他の組織の役割は補助的である。

- ・ これを受け、税務行政に関する ODA 案件は国税庁の推薦人材による実施が大宗を占めている。国税庁の推薦人材を得られない案件については公示により民間人材を募っているが、案件数は極めて少ないのが現状である。このため、コンサルタントにおいては途上国での業務に必要な知識・経験を有する人材の育成が困難であり、十分な要員確保が難しく、機動的な応札に至らないものと推測される。
- ・ 税務行政案件では、上記の状況から単独受注が可能なコンサルタントは数社程度と思われる。なお本件受注会社は、金融財政に関する知識の啓蒙普及等を行う金融庁所管の一般社団法人である。
- ・ 業務指示書を受領したものの応募に至らなかった会社にヒアリングしたところ、総括を務められる人材を含め単独で応募するための要員を確保できず、また JV、補強等の可能性も検討したが難しかったとの回答であった。

(2) 今後講ずる対策

- JICA では、今後税務行政を含む公共財政管理分野について案件数を拡大していくことを企図している。他方、当該分野に対応可能なコンサルタントは限定的であると認識しており、リソース不足を解消し、開発コンサルタント企業、総研、監査法人等公共財政管理分野に潜在的に関心をもつ企業・団体が公示に参加しやすい環境を整備するため、以下の取り組みを開始したところである。

コンサルタント意見交換会 (2012 年 10 月、12 月) (参加社数：各 32 社(45 名)、14 社(19 名))

公共財政管理・地方行政分野の JICA の取り組みと今後の事業展開の方向性の共有及び今後実施予定の案件の概要を紹介。また、今後公共財政管理分野の質の高い案件形成を行うことを目的に現地調査を行い、2013 年 4 月には同調査により明らかになる JICA の協力アプローチの比較優位性や前提条件、課題等につき報告会を実施予定。

能力強化研修(2012 年 12 月) (参加社数：43 社(58 名))

人材養成事業の一環として即戦力となる人材の育成・発掘を目的とする能力強化研修にて、公共財政管理(歳出、歳入、会計ルール・執行改善、報告/透明性の向上、内部統制/内部監査、外部監査等)分野の研修を実施。

案件公示の際、関心表明者に対する説明会の実施(随時)

こうした取り組みは今後も継続予定である。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 応募要件	対象国：タンザニア国及び全途上国 言語：英語 類似業務：類似業務の経験
(2) 契約の経緯	・詳細計画策定調査(2011年9月) 役務コンサルタント：インテムコンサルティング株式会社(関心表明者数：3社、応募者数：2社)
(3) 要員確保 (コンサルタントの Availability)	・当該分野における、単独受注が可能な規模のコンサルタントは数社程度と推測。 ・本分野の公示案件数は少なく、2006年以降の6年間で2件のみであった。 ウズベキスタン共和国「税務行政改善プロジェクト」(2008年～2011年)(受注者：社団法人金融財政事情研究会、関心表明者数：3社、応募者数：1社) モンゴル国「税務行政強化プロジェクト」(2006年～2008年)(受注者：社団法人金融財政事情研究会、関心表明者数：2社、応募者数：1社)
(4) 継続性	本件の後続事業は現時点では想定されていない。
(5) その他	特になし

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	JICA 九州
(2) 研修コース名	平成 23 年度「産業環境対策」コース
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	環境管理
(5) 研修受入期間	平成 24 年 1 月 18 日～平成 24 年 4 月 27 日
(6) 参加人数・参加国	9 人、ブラジル、エジプト(3) インドネシア(2)、スリランカ(2)、ベネズエラ
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>研修目的 産業環境を管理する開発途上国の行政官が、産業環境改善のために自治体、研究機関及び企業それぞれが持つ機能と役割及び相互関係を理解し、汚染防止技術、行政施策を活用した行政指導の方針が立てられる能力を習得し課題解決に当ることができるようになることを目的とする。</p> <p>研修到達目標(単元目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 大気汚染防止行政と汚染防止技術を習得し、課題解決策を提案する。 2) 水質汚染防止行政と汚染防止技術を習得し、課題解決策を提案する。 3) 廃棄物処理行政と汚染防止技術を習得し、課題解決策を提案する。 4) 環境改善手法を習得し、自職場の課題に沿った現実的アクションプランを作成し所属組織で検討する。
(8) 契約金額	8,455,510 円
(9) 契約相手名称及び所在地	公益財団法人北九州技術協力協会(KITA) (福岡県北九州市八幡東区平野 2 丁目 2-1)
(10) 公募期間	平成 23 年 3 月 8 日～平成 23 年 3 月 28 日(21 日)
(11) 関心法人数等	情報照会および応募があったのは 1 団体(KITA)のみ。

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- ・ 北九州市は 1950 年頃から激甚な公害に見舞われ、重化学工業による大気汚染は日本最悪を記録し、産業廃水により汚染された洞海湾は「死の海」とさえ言われたが、官民が一体となって公害を克服し、現在では日本政府による「環境モデル都市」及び「環境未来都市」に選定されるとともに、国際機関である経済協力開発機構（OECD）からも「グリーン成長のモデル都市」（環境と経済が両立した発展のモデル都市）としてアジア地域で初めて選定される等、国内における環境対策の取組みにおいて最先端の都市となっている。
- ・ また、北九州国際技術協力協会（KITA）は北九州市が公害克服の過程で獲得した環境技術や産業技術を海外に移転することを目的として産官学のネットワークにより設立された公益法人であり、北九州市による環境国際協力の窓口としての機能も担っている。
- ・ 本件研修は、途上国の産業公害を管理する行政官や技術者を対象として、大気汚染対策（集塵、脱臭、排ガスや産業別対策等）、水質汚染対策（排水処理、浄化槽、水銀、飲料水や産業別対策等）、廃棄物処理（リサイクル、汚泥処理、埋立処理、循環型社会形成等）、環境改善手法（環境アセスメント制度、企業対応、環境教育と市民啓発、行政指導等）について、公害を克服した自治体の行政経験と事例を中心に、地元企業の取組み、市民啓発に至るまで環境行政全般をカバーする幅広い内容となっているが、このような地域が一体となった研修の実施について、国内外で認められた北九州市の一流の環境対策を提供している KITA と競争する意思を有する団体が無かったためと思われる。

(2) 今後講ずる対策

- ・ 平成 23 年より公示情報を JICA 本部のホームページでも閲覧できるようにし、九州地域以外の団体からの公示情報へアクセスがし易くなるように工夫を講じるとともに、公告期間も長めの期間（21 日間）を設定した。
- ・ 上記対策にもかかわらず応募団体は一者であったことから、北九州市の本分野における圧倒的な優位性を鑑みると、平成 26 年度以降においても複数団体の応募となる可能性は低く、KITA への特命随意契約についても検討することとする。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 契約の経緯・変遷 (受入先確保の経緯)	・ 北九州市は 1950 年頃から激甚な公害に見舞われ、重化学工業による大気汚染は日本最悪を記録し、産業廃水により汚染された洞海湾は「死の海」とさえ言われたが、官民が一体となって公害を克服し、現在では日

	<p>本政府による「環境モデル都市」及び「環境未来都市」に選定されるとともに、国際機関である経済協力開発機構(OECD)からも「グリーン成長のモデル都市」(環境と経済が両立した発展のモデル都市)としてアジア地域で初めて選定される等、国内における環境分野の取組みにおいて最先端の都市となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KITA は、かかる北九州市の環境都市としての取り組みを踏まえ、産業開発と環境保全の調和を目指した国際技術協力を推進するために北九州市の産官学のネットワークにより昭和 55 年に設立された団体であり、北九州市による環境国際協力の窓口としての機能も担っている。 ・ かかる背景から、本件研修コースを委託する団体としては最も適切な団体であると判断し、昭和 61 年以降、同団体への特命随意契約により本研修を実施してきた。しかしながら、産業公害対策を含む環境行政分野全般の研修については他機関(自治体を含む)でも対応できる可能性が無いとは言い切れないことから、平成 23 年度に参加意思確認公募を実施したものの他機関からの応募は無かった。
(2) 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件研修コースは、途上国の産業公害を管理する行政官や技術者を対象に環境汚染の影響を理解させ、その対策を国内の事例を通じて、自治体・研究機関・企業が環境対策に果たす重要性を伝えると共に行政施策や分析手法、設備管理など環境対策のノウハウを習得せしめることを目的としているが、開発途上国のモデルとして、地域が一体となった総合的なカリキュラムを実施し得る機関は極めて限られていると推測される。 ・ また上述のとおり、現在、国内において環境対策に取り組む都市の中で北九州市は最も先進的な都市であることから、かかる都市の経験・知見並びに事例を通じた研修を産官学の連携のもとに実施できる機関は KITA のみと考えられる。
(3) 類似研修コースの実施実績	<p>平成 23 年度における主な実績は以下の通り</p> <p>課題別研修「産業廃水処理技術」</p> <p>課題別研修「生活排水対策」</p> <p>課題別研修「大気汚染源管理」</p>

	課題別研修「市民参加型廃棄物管理」 課題別研修「低炭素化のための環境技術」 課題別研修「廃棄物管理技術」 課題別研修「循環型社会の構築」等
--	--

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	JICA 九州
(2) 研修コース名	平成 23 年度「省エネルギー技術と設備診断-生産性向上とクリーナープロダクションのために-」コース
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	資源・エネルギー
(5) 研修受入期間	平成 23 年 9 月 19 日～平成 23 年 12 月 23 日
(6) 参加人数・参加国	11 人、アルジェリア(2)、中華人民共和国(2)、コソボ、メキシコ(2)、セルビア(2)、タイ、トルコ
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>研修目的 工場もしくは建物の省エネに関わる技術者の省エネルギー技術力及び設備診断技術力を向上させ、省エネルギーに関する課題を解決するための実践的活動計画を組織的に策定させることを目的とする。</p> <p>研修到達目標(単元目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本の環境・エネルギー行政と省エネ診断・活動手法を理解し単元目標 2)、3)、4)を達成する基礎を習得し自国における省エネ活動の課題を抽出・説明できる。 2) 基本となるエネルギー消費型機器・装置のエネルギー理論と省エネ技術を実践的に理解し省エネ診断・管理に適用できるようになる。 3) 設備診断技術を実践的に習得し、かつ保全管理の概要を理解して、その技術を省エネ活動・保全活動に活用出来るようになる。 4) 習得した省エネ技術、設備診断技術を適用して課題解決の為の現実的なアクションプランが発表される。 5) 研修員所属組織において省エネルギー活動計画が検討される。
(8) 契約金額	15,128,203 円
(9) 契約相手名称及び所在地	公益財団法人北九州技術協力協会(KITA) (福岡県北九州市八幡東区平野 2 丁目 2-1)
(10) 公募期間	平成 23 年 3 月 8 日～平成 23 年 3 月 28 日(21 日間)
(11) 関心法人数等	情報照会および応募があったのは 1 団体(KITA)のみ。

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- ・ 北九州市では官民が一体となって公害を克服する過程において、同市の民間企業においては、生産工程の改善、汚染物質の除去処理施設の設置、工場緑化などの対策を積極的に実施した。これらの対策を進める上で、排水処理・排出口での対策技術だけではなく、製造技術や工程の改善、省資源・省エネルギーを徹底することで公害対策を行う技術（クリーナープロダクション）の導入も積極的に推進され、北九州市の環境改善と企業の生産性向上が促進された。かかる官民による取組みは、環境負荷を低減させるとともに温室効果ガスの排出削減（低炭素化）にも貢献していることから、北九州市は平成 20 年に政府から「環境モデル都市」として認定されるとともに、平成 22 年にはアジア地域で初めて OECD から「グリーン成長のモデル都市」に選定されている。
- ・ KITA は、かかる北九州市の環境対策の取り組みを踏まえ、産業開発と環境保全の調和を目指した国際技術協力を推進するために北九州市の産官学のネットワークにより 1980 年に設立された団体であるが、早期からクリーナープロダクションの技術・概念を同団体の技術協力活動の中心に置き、途上国におけるクリーナープロダクションの導入を促進するための様々な研修コースを実施してきている。
- ・ 本研修コースは、クリーナープロダクションの推進のため、途上国に不足している省エネ診断・エネルギー管理を推進する実務者層（エネルギー監査士・診断士、エネルギー管理者、エネルギー多消費装置の設備技術者）の能力強化を目的とし、特に様々な現場で実習・見学を多く取り込み、実践力の涵養を重視していることに特徴がある。このため、豊富な協力企業のネットワークを活用し現場の実習・見学を円滑かつ効果的に実施するとともに、公害克服の経験を踏まえて地域に蓄積されたクリーナープロダクションのための省エネ技術を総合的に研修指導することは、国内外から環境対策のモデル都市として高い評価を受けている北九州市の国際技術協力団体である KITA 以外には難しかったものと思料される。

(2) 今後講ずる対策

- ・ 平成 23 年度より公示情報を JICA 本部のホームページでも閲覧できるようにし、九州以外の団体からの公示情報へのアクセスがし易くなるよう工夫を講じるとともに、公告期間も長めの期間（21 日）を設定している。
- ・ 上記対策にもかかわらず応募団体は一者であったことから、北九州市の本分野における圧倒的な優位性を鑑みると、平成 26 年度以降においても複数団体の応募となる可能性は低く、KITA への特命随意契約についても検討することとする。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 契約の経緯・変遷	・ 北九州市では官民が一体となって公害を克服する過

<p>(受入先確保の経緯)</p>	<p>程において、同市の企業・工場においては、生産工程の改善、汚染物質の除去処理施設の設置、工場緑化などの対策を積極的に実施した。これらの対策を進める上で、排水処理・排出口での対策技術だけではなく、製造技術や工程の改善、省資源・省エネルギーを徹底することで公害対策を行う技術(クリーナープロダクション技術)の導入も積極的に推進された。かかる取組みは、環境負荷を低減させるとともに温室効果ガスの排出削減(低炭素化)にも貢献し、北九州市が政府による「環境モデル都市」や OECD による「グリーン成長のためのモデル都市」として選定された所以ともなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ KITA は、かかる北九州市の環境都市としての取り組みを踏まえ、産業開発と環境保全の調和を目指した国際技術協力を推進するために北九州市の産官学のネットワークにより設立された団体であり、200 以上の企業、研究機関等のネットワークを活用しつつ、開発途上国におけるクリーナープロダクション推進のための省資源・省エネ技術の技術指導を実施している。 ・ かかる背景から、地域に蓄積された総合的なクリーナープロダクションのための技術・知見を踏まえた本件研修コースを実施する上で、KITA は最も適切な団体の一つであると判断したが、省エネルギー技術の研修については他団体や企業も受託できる可能性はあることから、平成 23 年度に参加意思確認公募を実施したものの、他機関からの応募は無かった。
<p>(2) 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー技術および設備診断・監査に関連する研修を実施可能な団体・企業の存在は多数想定される(財団法人省エネルギーセンター等)。 ・ 一方で、環境モデル都市として官民一体となって蓄積されたクリーナープロダクションのための省エネ技術を、地元企業との緊密な連携のもとに総合的に研修指導を行うことが可能な機関は KITA 以外には難しかったものと思われる。
<p>(3) 類似研修コースの実施実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ KITA における同分野の主な研修実施実績は以下の通り。課題別研修「インド国/省エネルギー技術」(平成 20 年度～)

7. 課題別研修「省エネルギー技術と設備診断」コース

	<p>課題別研修「中小企業における省エネルギー技術」(平成22年度～)</p> <p>課題別研修「東アジア地域省エネルギー政策と技術」(平成20～22年度)</p> <p>課題別研修「メルコスール地域省エネルギー技術」(平成21～23年度)</p> <p>課題別研修「中南米プロセス工業におけるクリーナープロダクション」(平成20年度～)</p> <p>課題別研修「生産保全によるクリーナープロダクション」(平成21年度～)</p> <p>課題別研修「南東欧地域クリーナープロダクション振興」(平成21年度～)</p>
--	---

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	JICA 九州
(2) 研修コース名	平成23年度「太陽光発電エネルギー技術(B)」コース
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	資源・エネルギー
(5) 研修受入期間	平成24年2月26日～平成24年4月28日
(6) 参加人数・参加国	14人、アルジェリア、ブータン、キューバ、エクアドル、イラク(2)、ナイジェリア(2)、パキスタン、パレスチナ(2)、ルワンダ、スーダン、トリニダード・トバゴ
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>研修目的 太陽光発電システムの導入・利用促進・維持管理に関する理論と実践を習得・応用し、当該技術移転に関わる政策もしくはプロジェクトを提案できるようになる。</p> <p>研修到達目標(単元目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本の新エネルギー・省エネルギー政策や太陽光以外の再生可能エネルギーを理解し、自国の再生可能エネルギー政策との比較や自国への適用可能性等について検討できる。 2) 太陽光発電システムの原理や設計、施工、保守技術を深く理解し、自国へ導入する計画を立案できる。 3) 再生可能エネルギーを大量導入した場合に電力システムを安定的に運用するための技術を理解し、電力システム計画を立案できる。 4) 参加国の状況に応じた太陽光発電技術の導入に関するアクションプランを作成し、その中で再生可能エネルギー有効利用のメリットを論じることができる。
(8) 契約金額	13,496,627 円
(9) 契約相手名称及び所在地	財団法人北九州技術協力協会(KITA) (福岡県北九州市八幡東区平野2丁目2-1)
(10) 公募期間	平成23年4月26日～平成23年5月23日(28日間)
(11) 関心法人数等	情報照会および応募があったのは1団体(KITA)のみ。

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

- ・ 北九州市は、官民が一体となって公害を克服する過程で蓄積した環境対策の行政ノウハウと技術を活かし、太陽光等の再生可能エネルギーの活用も含めた低

炭素化社会づくりという課題にも先駆的に取り組んできている。このことから、平成 20 年度に政府から「環境モデル都市」として認定を受けるとともに、平成 23 年度には OECD からアジア地域で初めて「グリーン成長のモデル都市」として選定される等、国内でも最先端の環境都市となっている。特に平成 22 年度からは経済産業省からの受託による「北九州スマートコミュニティ創造事業」を開始し、八幡東区の東田地区を実証地域として、太陽光のみならずコジェネ等の新エネルギーの活用と地区での効率的な電力需要マネジメントの実践も行っている。

- ・ KITA は、北九州市の環境対策の取組みを踏まえ、産業開発と環境保全の調和を目指した国際技術協力を推進するために産官学のネットワークにより設立された団体であるが、北九州市による低炭素化への取組みにも深く関わり、平成 22 年度に設立された北九州市アジア低炭素化センターの構成団体ともなっている。
- ・ 本件研修コースは、途上国のエネルギー担当省庁や電力公社等の行政官・技官を対象に太陽光発電の適切な導入・利用促進・保守管理の改善を図ることを目的としているが、研修コースの到達目標を達成するためには、1) 省エネ政策、2) 再生可能エネルギー技術・理論および施設視察、(水力、風力、蓄電技術) 3) 太陽光発電技術・理論および関連施設見学(発電システム、モジュール技術、実証試験、コンバータ/インバータ、蓄電池、メンテナンス・パネル設置実習) 4) 電力系統技術(マイクログリッド、スマートグリッド、事例紹介)等、幅広い知識を修得する必要がある。このため、研修の実施には、民間企業、自治体、研究機関等の様々な取組みをカバーする必要があるが、かかる総合的なカリキュラムを国内における最先端の環境都市における産官学のネットワークを活かして実施できる団体は KITA 以外には無かったものと推測される。
- ・ なお、類似コースとして JICA 関西が実施する「太陽光発電エネルギー技術(A)」コースがあるが、同コースは特に既往の電力系統が利用できない地方・村落の電化に研修内容を絞っており、ソーラーホームシステム(注:太陽電池、蓄電池で構成される簡易な発電キットで主に家庭の蛍光灯やテレビ等に必要な電力供給が可能)の導入・普及に主眼を置いたカリキュラムとなっている。このため、KITA が実施する本件研修コースと研修目的および参加研修員の関心も異なり、研修先も主に大学と太陽光パネル・蓄電池等のメーカーに限定されている。

(2) 今後講ずる対策

- ・ 平成 23 年度より公示情報を JICA 本部のホームページでも閲覧できるようにし、九州地域以外の団体からの公示情報へのアクセスがし易くなるよう工夫を講じるとともに、公告期間も長めの期間(28日)を設定したが、KITA 以外の応募は無かった。
- ・ 上記対策にもかかわらず応募団体は一者であったことから、環境モデル都市としての北九州市の国際技術協力団体である KITA の圧倒的な優位性を鑑みると、

平成 26 年度以降においても複数機関の応募となる可能性は低く、KITA への特命随意契約についても検討することとする。

3 . 補足情報

項 目	補足情報
(1) 契約の経緯・変遷 (受入先確保の経緯)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州市は、官民が一体となって公害を克服する過程で蓄積した環境対策の行政ノウハウと技術を活かし、太陽光等の再生可能エネルギーの活用も含めた低炭素化社会づくりという新しい課題にも先駆的に取り組んできた。このことから、平成 20 年度に政府から「環境モデル都市」として認定を受けるとともに、平成 23 年度には OECD から「グリーン成長のモデル都市」としてアジア地域で初めて選定される等、国内でも最先端の環境都市となっている。特に平成 22 年度から経産省からの受託による「北九州スマートコミュニティ創造事業」を開始し、八幡東区の東田地区を実証地域として、太陽光のみならずコージェネ等の新エネルギーの活用と効率的な電力需要マネジメントの実践も行っている。また、KITA は、北九州市の環境対策の取り組みを踏まえ、産業開発と環境保全の調和を目指した国際技術協力を推進するために産官学のネットワークにより設立された団体であり、北九州市による低炭素化への取組みにも深く関わり、北九州市が平成 22 年度に設立した「アジア低炭素化センター」の構成団体ともなっている。 ・ かかる背景から、再生可能エネルギーとしての太陽光発電技術の導入について、国内における最先端の環境都市における産官学のネットワークを活かしつつ、実証地域の視察も含めた研修を実施できるのは、KITA が最も相応しい機関であると判断されたが、同様の研修を他に受託できる団体等が無いとは言い切れないことから、参加意思確認公募を実施したところ、他機関からの応募は無かった。
(2) 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修目的を地方電化や村落電化のための太陽光エネルギー技術の導入・普及等の狭い内容に特化した場合、大学や民間企業においても研修が実施可能と推測されるが、他の再生可能エネルギーや既往の電力系統との連携も含めた総合的な観点からの太陽光発電工

8. 課題別研修「平成23年度太陽光発電設備(B)」コース

	<p>エネルギー技術の研修について、環境都市としての産官学の緊密なネットワークを生かして実施できるのは、KITA以外の機関では難しかったものと推測される。</p>
<p>(3) 類似研修コースの実施実績</p>	<p>・ KITAにおいては、省エネルギー分野の研修コースを数多く実施しており、その中で太陽光発電に関する計画手法、技術紹介に係る講義等を実施している実績を有する。</p>

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	JICA 東京
(2) 研修コース名	平成 23 年度「スタジオ放送機器の長期に渡る安定運用のための品質及び保守管理技術」コース
(3) 研修受入形態	課題別研修
(4) 研修分野分類	情報通信技術
(5) 研修受入期間	平成 23 年 9 月 25 日～平成 23 年 10 月 29 日
(6) 参加人数・参加国	13 人、パプアニューギニア、トンガ、アフガニスタン、インド(2)、パキスタン(2)、ペルー(2)、セネガル(2)、モリタニア(2)
(7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標)	<p>研修目的 途上国の TV 放送局において、番組制作のためのデジタル放送機器の品質および保守管理が体系的、合理的に整備されることを目的として実施する。</p> <p>研修到達目標(単元目標) 以下の 4 つを到達目標とする。</p> <p>1) 放送機器システムに関する品質管理の概念を理解できるようになる。</p> <p>2) VTR 放送機材およびテープレース記録再生装置の概要を理解し、サービスマニュアルを活用して定期保守作業ができるようになる。</p> <p>3) 効果的なデジタル機材保守管理手法を理解する</p> <p>4) 帰国後、研修員の所属組織内で放送機器の保守管理手法が共有される。</p>
(8) 契約金額	8,319,675 円
(9) 契約相手名称及び所在地	ソニー株式会社 (東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号)
(10) 公募期間	平成 23 年 5 月 31 日～平成 23 年 6 月 9 日(10 日)
(11) 関心法人数等	情報照会および応募があったのは 1 社(ソニー株式会社)のみ。

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

・放送用映像機器のシェアでは、ソニー株式会社(以下「ソニー」)の製品が世界の 7 割を占めており、国内外を問わず他メーカーの追随を許さない状況にある。また、

同社は放送機器にかかる技術者育成研修を数多く実施するとともに、特に昭和 50 年における国際協力部の創部以降は、開発途上国に対する研修員受入、専門家派遣等の協力を長年に亘り実施してきた実績も有している。このため、本件研修コースの実施に必要な技術や関連知識のみならず、途上国の技術者を対象とした研修運営のノウハウ・経験も豊富であり、同水準の研修サービスを総合的に提供可能な法人は現時点では極めて限られていたと考えられる。

(2) 今後講ずる対策

- ・平成 26 年度以降は公告期間をより長期間に設定する等の対策を講じる。

3. 補足情報

項目	補足情報
<p>(1) 契約の経緯・変遷 (受入先確保の経緯)</p>	<p>・テレビ番組制作者を対象とした課題別研修「テレビ番組制作」(受入先：財団法人 NHK 放送研修センター)を実施する中で、研修員からビデオテープレコーダー(VTR)機器のメンテナンスに係る研修ニーズが高かったことから、平成 18 年度から放送機器のメンテナンスの講義を追加した。しかし、日本では基本的に放送局では機器のメンテナンスを行っていないことから、研修員からの講義ニーズに十分対応できない面があったため、機器メーカーに該当講義部分を依頼することを検討した。その結果、以下の理由からソニーが研修依頼先として適当と判断した。</p> <p>過去の同研修参加研修員に実際に使用している機材のメーカーおよび希望講義についてアンケートを行ったところ、ソニーの機材を利用している国が多く、かつ同機材のメンテナンス研修の希望が多かった。</p> <p>ソニーは国際協力部を擁し、途上国への技術協力において 30 年以上の経験を有しており、途上国のニーズ・情報を踏まえた研修運営のノウハウを豊富に有していた。</p> <p>・以上により、平成 19 年度以降は、財団法人 NHK 放送研修センターとソニーとの合同で上記研修を実施してきた。</p> <p>・一方、近年の放送分野での地上デジタル化に伴う研修ニーズの変化を踏まえて、平成 23 年度から上記研修コースの研修内容の重点を番組制作から送信技術に変更した結果、主な研修対象者が送信技術者とスタジオ技術者に 2 分されることとなったため、同年度よりスタジオ技術者を対象とした本件研修コースを別途開始することとなり、研修</p>

9. 課題別研修「スタジオ放送機器の長期に渡る安定運用のための品質及び保守管理技術」コース

	委託先の公募を行なったところ、ソニー以外からの応募は無かった。
(2) 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	無し。 なお、海外のソニー子会社、現地代理店において放送機器の保守管理等に関するトレーニングは実施していない。
(3) 類似研修コースの実施実績	・平成23年度国別研修(中国)「放送研修」(委託先:ソニー株式会社)

案件情報シート

1. 基礎情報

項目	詳細情報
(1) 担当国内機関	JICA 東北
(2) 研修コース名	平成 23 年度青年研修「スリランカ/地方行政」コース
(3) 研修受入形態	青年研修
(4) 研修分野分類	ガバナンス
(5) 研修受入期間	平成 23 年 10 月 5 日～平成 23 年 10 月 22 日
(6) 参加人数・参加国	スリランカ
(7) 研修目的及び研修到達目標(達成目標)	<p>研修目的 「地方行政」に係る問題に取り組み、将来、リーダーとして重要な役割を果たすスリランカの青年たちが意識を高め、知識を深めること。</p> <p>研修到達目標(達成目標) 1) 日本の地方行政の現状、直面する課題、地方自治体の行政制度に焦点を当てた研修を通じ、参加者が基礎知識を深める。 2) 地方の現場を見学し関係者との意見交換を通じ、日本の経験を学び、当該分野における日本の社会的な背景について理解を深める。</p>
(8) 契約金額	2,072,582 円
(9) 契約相手名称及び所在地	特定非営利活動法人山形県青年海外協力協会 (山形県山形市城西町 1 丁目 7 番 19)
(10) 公示期間	平成 23 年 5 月 26 日～平成 23 年 6 月 17 日(23 日)
(11) 関心法人数等	情報照会および提案書の提出があったのは 1 団体((特活)山形県青年海外協力協会)のみ。

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

- ・ (特活)山形県青年海外協力協会は、山形県在住の青年海外協力隊経験者が中心となり、途上国での国際ボランティアの実践から得た様々な体験を地域社会に還元し、山形県内の国際交流・国際協力事業の促進に寄与することを目的に設立された団体である。主な活動として、山形県出身の青年海外協力隊に対する支援活動、山形県内の中高生に対する国際理解教育活動、外務省による「21世紀東アジア青少年大交流計画事業(JENESYS)」による高校生の受入プログラムの実施、JICA 青年研修事業による研修員の受入実施等を行っている。なお、青年研修事業については、その前身の青年招へい事業を含めて昭和 63 年より平成 22 年度までに 25 回の受入実績を有している。

- ・ 本件研修コースは、地方行政に関わるスリランカの政府・自治体職員を対象とし、日本の地方行政の現状・制度・課題に関する基礎知識を提供するとともに、地方の現場視察と関係者との意見交換を通じて地方行政を取り巻く日本の社会的背景についても理解を深めることを目的としている。
- ・ 本研修目的を達成する上で適切な受入団体について、JICA 東北が管轄する東北6 県内（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）に主たる事務所を置く法人・団体からの企画書の提出を募る企画競争方式で選定した結果、（特活）山形県青年海外協力協会 1 者から企画書の提出があった。審査の結果、同団体の会員（主に青年海外協力隊経験者）には山形県職員等の地方公務員も多く、かかるネットワーク並びにスリランカ派遣の青年海外協力隊経験者を活用したプログラム編成方針や研修日程案等も評価され、基準点を満たしたことから、同団体と契約を行うこととなった。
- ・ 一方、本研修のプログラムは期間も短く（18 日間）地方行政に関する研修内容も基礎的なものとなっているため、同様の研修プログラムは、自治体の国際交流協会や大学等でも実施の可能性はあると思料される。従って、公示における「JICA 東北が管轄する東北6 県内に主たる事務所を置く」という応募要件が、応募可能な団体数を狭める要因となったものと推測される。

（2）今後講ずる対策

- ・ 応募要件に地域制限を設けないこととする（平成 24 年度より統一的に実施済み）。

3. 補足情報

項目	補足情報
(1) 契約の経緯・変遷 (受入先確保の経緯)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件研修コースは地方行政に関わるスリランカの政府・自治体職員を対象とし、日本の地方行政の現状・制度・課題に関する基礎知識を提供するとともに、地方の現場視察と関係者との意見交換を通じて地方行政を取り巻く日本の社会的背景についても理解を深めることを目的としている。 ・ 本研修目的を達成する上で適切な受入団体について、JICA 東北が管轄する東北6 県内（青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県）に主たる事務所を置く法人・団体からの企画書の提出を募る企画競争方式で選定した結果、（特活）山形県青年海外協力協会 1 者から企画書の提出があった。審査の結果、同団体の会員（主に青年海外協力隊経験者）には山形県職員等の地方公務員も多く、かかるネットワーク並びにスリランカ派遣の青年海外協力隊経験者を活用したプ

	<p>プログラム編成方針や研修日程案等も評価され、基準点を満たしたことから、同団体と契約を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、(特活)山形県青年海外協力協会は、山形県在住の青年海外協力隊経験者が中心となり、途上国での国際ボランティアの実践から得た様々な体験を地域社会に還元し、山形県内の国際交流・国際協力事業の促進に寄与することを目的に設立された団体である。主な活動として、山形県出身の青年海外協力隊に対する支援活動、山形県内の中高生に対する国際理解教育活動、外務省による「21世紀東アジア青少年大交流計画事業(JENESYS)」による高校生の受入プログラムの実施、JICA 青年研修事業による研修員の受入実施等を行っている。また、青年研修事業については、その前身の青年招へい事業を含めて昭和63年より平成22年までに25回の受入実績を有している。
(2) 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の国際交流協会や大学等による受託が可能と考えられる。
(3) 類似研修コースの実施実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度青年研修「中国/地方行政」 ・ 平成21年度青年研修「モルディブ/地方行政」 ・ 平成20年度青年研修「フィリピン/地方行政」 ・ 平成19年度青年研修「フィリピン/農業」 ・ 平成18年度青年研修「フィリピン/農業」

2013年2月22日
独立行政法人国際協力機構

平成 25 年度契約監視委員会
運営方針（案）

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の点検

- 平成 24 年度の競争性のない随意契約の点検（任意抽出）

(2) 競争性の確保（一者応札・応募の削減）

- 2 回連続で一者応札・応募となった契約（平成 24 年度（11 件）、平成 25 年度（10 件程度））の個別点検（総務省指示事項）
- 平成 24 年度のコンサルタント契約のうち特命随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検
- 平成 24 年度の研修委託契約のうち特命随意契約及び一者応札・応募となった契約の点検

(3) 各種報告

- 契約実績（平成 24 年度、平成 25 年度上半期の随意契約、一者応札・応募）
- 外部審査員制度の実施状況
- コンサルタント等契約の競争性向上にかかるアクションプランの進捗報告

2. 開催予定（案）

開催予定（時期）	審議 / 報告対象事項（案）
第 1 回（5 月下旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度の総括 / 平成 25 年度の作業計画の承認 ・ 一者応札・応募 / 総務省指示事項（H24 年度契約（11 件）） ・ 平成 24 年度の契約実績報告（随意契約、一者応札・応募）
第 2 回（8 月下旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約の点検（H24 年度契約） ・ コンサルタント等契約の競争性向上にかかるアクションプランの進捗報告
第 3 回（12 月上旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札・応募 / 総務省指示事項（H25 年度契約（10 件程度）） ・ 平成 25 年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募）
第 4 回（2 月下旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検（競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約） ・ コンサルタント等契約の競争性向上にかかるアクションプランの進捗報告、来年度予定

2013年2月18日
契約監視委員会事務局

第三回契約監視委員会ご質問事項への回答（その2）

案件 No.4 カンボジア国国道一号線改修計画協力準備調査（プノンベンーネアックルン区間）

類似の継続案件において、再入札で事業者が交代したことによって問題が生じた例があるか。ある場合には、当該契約の概要と仕様書を提示いただきたい。

類似の案件を、「調査実施後に一定期間が経過したため再調査を行う案件」と定義した場合、競争に付した事例として下記案件が該当し、以下のような問題が生じました。

(1) 案件名：ミクロネシア ポンペイ国際空港改善計画事業化調査

(2) 再調査の理由：

ポンペイ国際空港改善計画は、無償資金協力により同空港の滑走路の延伸等の改修を行う事業です。

JICA は、2007 年に企画競争により選定した株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下、「PCI」）に委託して基本設計調査を実施し、その結果に基づいて、無償資金協力の実施が決定されました。無償資金協力では、JICA からの推薦に基づき、ミクロネシア政府が PCI との契約により詳細設計調査¹を実施しました。

しかし、2008 年 5 月に内閣府が遺棄化学兵器処理業務に関して PCI を 9 ヶ月間の指名停止措置とし、これを受けて外務省が PCI に ODA 事業の受注を自粛するよう要請したため、PCI は本事業の入札関連業務及び施工監理を辞退しました。

このため、入札・施工監理業務を実施するコンサルタントを新たに確保する必要が生じましたが、入札・施工監理業務を実施するコンサルタントは基本設計調査からの経緯・内容を十分に理解している必要があることから、これまでの調査のレビューを含む再調査（事業化調査）を行ったものです。

(3) 問題点：

追加の調査費用の発生

無償資金協力の入札・施工監理業務を行うコンサルタントは、設計不良に起因する瑕疵に対して責任を有しています。また、施工時に発生する設計や諸条件の変更に対して適時・適切に対応する必要があります。このため、基本設計調査の全体をレビューし内容を再確認しておかなければ、責任を持って入札・施工監理を行うことができません。JICA としても、基本設計調査の内容を把握したコンサルタントでなければ、相手国政府に推薦することができません。本件においても、通常であれば提出を求めないデータ（積算根拠、自然条件調査の

¹ 詳細設計調査は、ミクロネシア政府と PCI との契約により実施された。

生データ等)も PCI から提出させましたが、入札・施工監理業務を行う新たなコンサルタントを確保するためには、現地調査を含む事業化調査の実施がどうしても必要になります。

本件は、コンサルタントが辞退したことによって、やむを得ず新たなコンサルタントを選定せざるを得なかったものですが、このことによって発生したコストとして、コンサルタントの選定に約2カ月間、調査の実施に約2,900万円の費用と約6か月間を要しました。事業化調査では、詳細設計のレビューや入札図書の作成など当初の基本設計調査に無い調査項目を含んでいますので単純な比較はできませんが、基本設計調査の8割に相当する追加費用がかかったこととなります。また工事スケジュールも大幅に遅延することとなりました。

本件に限らず何らかの理由でコンサルタントが交代する場合には、同様の追加コストが発生するものと考えます。

設計方針の相違に係る調整コスト

事業化調査では、基本的に前受注者が実施した基本設計調査の再確認を行うものですが、設計の見直しを想定していませんが、本件では、新たな受注者が再積算した結果、当初の積算を大幅に上回る結果となりました。しかし、当初の積算に基づいて確保した事業予算を大幅に変更することは困難なため、当初の事業費レベルに収めるために設計や積算の内容を詳細に確認するといった調整作業が発生しました。

このような調整コストについても、本件に限らずコンサルタントが交代する場合には、同様のコストが発生するものと考えます。

(4) 当初調査と再調査の概要及び企画競争の結果

	件名	契約期間	契約金額 (円)	入月 (MM)	契約相手方
当初調査	ポンペイ国際空港改善計画基本設計調査	2007年5月1日 ～2008年1月31日	35,745,150	11.64	株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル
再調査	ポンペイ国際空港改善計画事業化調査	2008年8月25日 ～2009年3月6日	29,286,600	10.75	共同企業体 代表：日本工営株式会社 構成員：株式会社日本空港コンサルタンツ

	応募者数	応募者名
当初調査	2者	・株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル ・共同企業体(株式会社日本空港コンサルタンツ、株式会社日本港湾コンサルタント)
再調査	1者	・共同企業体(日本工営株式会社、株式会社日本空港コンサルタンツ)

(5) 主な調査内容の比較：

	当初調査 (基本設計調査)	再調査 (事業化調査)
国内事前準備	・既存資料の解析	・基本設計調査・詳細設計調査のレビュー
国内調査	・航空需要予測調査	
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト状況調査 ・航空需要予測調査 ・自然条件調査 ・他ドナーの援助動向 ・施設計画調査、機材計画調査 ・施工計画調査 ・調達事情調査 ・ミクロネシア側負担事項の確認など 	<ul style="list-style-type: none"> ・サイト状況調査 ・自然条件の再確認 ・調達事情調査 ・ミクロネシア側負担事項の確認など
国内解析	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・施工計画、調達計画の策定 ・事業費の積算 	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細設計の照査 ・施工計画の見直し ・事業費の再積算 ・入札図書の作成

以上

グループ業務管理制度の概要及びコンサルタント向け研修の実績

1. グループ業務管理制度

(1) 制度の概要

制度の概要につきましては別添資料1を参照ください。なお、同制度は導入された2010年10月以降新規締結された業務実施契約の約5割に活用されております。

(2) その他(ご参考)

平成22年11月にコンサルタント向けに実施した調達制度に係るアンケートにおける業務管理グループ導入の影響、及び多かったご意見は以下の通りです。

表1 業務管理グループ導入に係る影響(回答のあった社:79社)

項目	回答	
	数	割合
良い影響がある	45	57.0%
悪い影響がある	2	2.5%
特に影響なし	25	31.6%
制度を知らない	3	3.8%
コメントなし	4	5.1%
合計	79	100%

《主なご意見》

- ・ 次世代の総括を育成するよい制度。
- ・ 総括の稼働率向上が図られる。
- ・ 要員計画を検討する幅が広がった。

2. コンサルタント向け研修

(1) 目的

特定の分野や課題について、国際協力の現場で必要となる知識やスキルを民間人材(コンサルタント等)が取得、向上させることを目的として短期研修を実施している。研修修了後は、JICAの専門家や調査団員等として、国際協力の現場で活躍することを想定している。

(2) 研修の種類

1) 総合研修センターにて実施

JICAが行う協力の重点分野・新たに取り組みつつある分野を中心に、研修コースを開講し

ている。これらのコースでは、各分野における JICA のアプローチ、分野・課題に関するノウハウ等を、講義・演習を交え学ぶことが可能。(別添資料 2 研修実績における「直営型」)

2) 海外からの研修員と合同で実施

JICA が別途実施する、開発途上国からの研修員受け入れコースに合流し、実施する研修コース。これらのコースでは、開発途上国の研修員と共に研修を受講し、意見交換等を行うことで、開発途上国で求められる専門力について学ぶとともに、専門家として開発途上国にて業務を行う際に求められるコミュニケーション力等についても理解を深めることが可能。(別添資料 2 研修実績における「合流型」)

《対象者》

研修対象の分野・課題について、近い将来、国際協力に携わることが可能な一定レベル以上の知識・実務・経験を有する民間人材(コンサルタント等)が対象。

3) 国際協力人材赴任前研修(専門家等)における聴講制度

国際協力人材赴任前研修(専門家等)とは、開発途上国等に長期専門家等として派遣予定の人材を対象として、国際協力活動、赴任国概要及び赴任前準備等について必要な知識・情報を提供することを目的とした短期研修で、以下の研修から構成されている。この研修の一部を JICA と契約関係を有するコンサルタント専門家向けに、有料で聴講できる制度を導入している。

- 共通研修(1週間/オリエンテーションと国際協力概論中心。毎月開講)
- タイプ別研修(2週間/専門家の業務のタイプに応じた研修。偶数月に開講)
- 語学研修(4日間/偶数月に開講)

《実績》H23 年度：3 名、H24 年度(12 月末現在)：3 名

(3) その他

上記研修とは別に、別添資料 3 の通り新規参入者向け調達制度説明会(平成 24 年 11 月開始、2~3 か月に 1 回程度実施予定)や今後の案件計画の周知、コンサルタントとの意見交換を主な目的とした公共財政管理、教育、水分野等、分野別でコンサルタント向け説明会を不定期で実施している。

【別添資料】(HP 上は割愛)

1. グループ業務管理制度の導入について
2. 研修実績(平成 22~24 年度)
3. コンサルタント向け説明会開催事例

以上